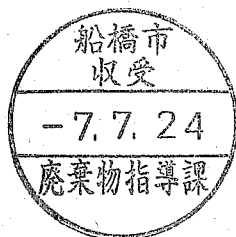


(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 7年 6月 30日

船 橋 市 長 殿



提出者 〒273-0023

住所 船橋市南海神2-2-1

氏名 合同製鐵株式会社船橋製造所

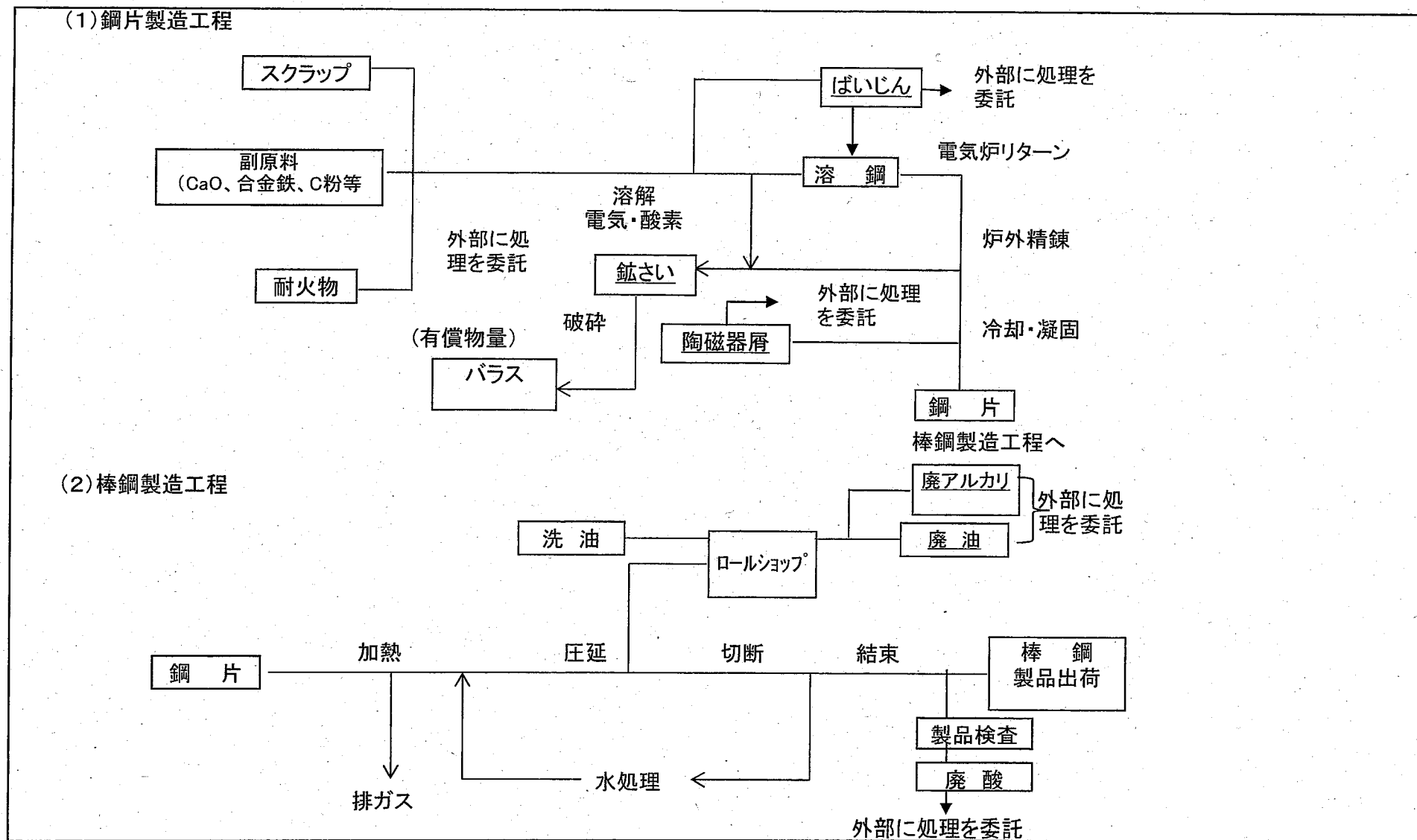
常務執行役員所長 田口 聡二

電話番号 047-433-2251 (代表)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	合同製鐵株式会社船橋製造所
事業場の所在地	千葉県船橋市南海神2-2-1
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類：製造業 中分類：鉄鋼業 小分類：製鋼圧延業
②事業の規模	前年度の製品出荷額 202億円
③従業員数	323人（所長含む直営社員173人 関連・下請け150人）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	（別添1 「生産・処理等工程図」）

(日本工業規格 A列4番)



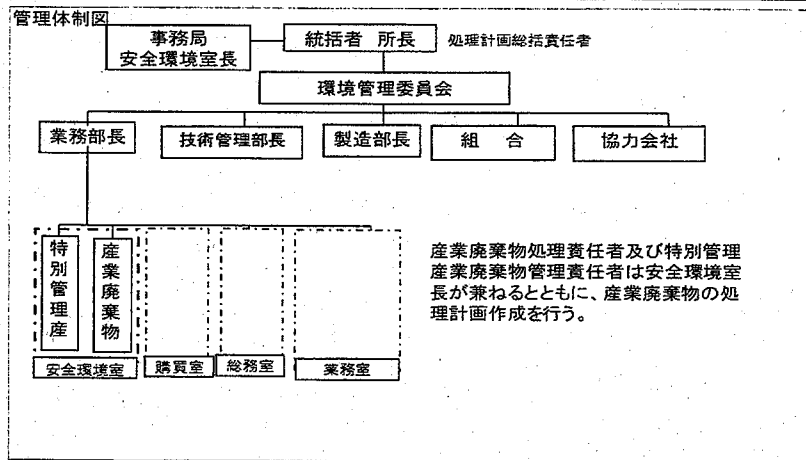
注1. 製造品目、廃棄物の種類毎に工程図を記入すること。

注2. 廃棄物に番号を付け、「計画の実施状況」フロー図の産業廃棄物の種類に記載の番号と一致させること。

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（2024年度）実績】

産業廃棄物の種類	合計	陶磁器屑 (煉瓦屑)	廃油	廃刃物	廃酸	水銀使用産 業廃棄物	汚泥
排 出 量	1,002.735 t	929.14 t	3.847 t	0 t	0 t	0.168 t	69.58 t

(これまでに実施した取組)

(1) 鋳さいを製品化し、有価販売している。

2024年度は鋳さい製品の需要好調状況にあり産廃委託しなかった。

(2) 吹付けによる耐火物寿命延長の研究により陶磁器屑排出を抑制。

②計画

【（2025年度）目標】

産業廃棄物の種類	合計	陶磁器屑 (煉瓦屑)	廃油	廃刃物	廃酸	水銀使用産 業廃棄物	汚泥
排 出 量	1,002.735 1,085.0 t	1,080 t	3.20 t	0.0 t	0.20 t	0.3 t	1.1 t

(今後実施する予定の取組)

(1) 製品化された鋳さいの販売維持の为一層の営業推進。

(2) 耐火物寿命延長技術の定着により 陶磁器屑排出抑制を継続。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

廃棄物は 煉瓦屑、廃油、廃酸、水銀使用産業廃棄物等を各々の工程ごとに分別処理

②計画

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

現状の取り組みを継続する

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（2024年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	合計	鉍さい	陶磁器屑 (煉瓦屑)	廃油	廃アルカリ	廃酸	水銀使用産業廃棄物	汚泥
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	基本は 有機物量 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)								
	(1) 鉍さいを製品化し、有価販売している。								
②計画	【（2025年度）目標】								
	産業廃棄物の種類	合計	鉍さい	陶磁器屑 (煉瓦屑)	廃油	廃アルカリ	廃酸	水銀使用産業廃棄物	汚泥
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	基本は 有機物量 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)								
	(1) 製品化された鉍さいの営業推進を継続し産廃委託量0tを目標とする。 (2) 陶磁器屑の有効利用を検討しゼロエミッションに努める。								

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

[illegible]

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（2024年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	合計	鉋さい	陶磁器屑 (煉瓦屑)	廃油	廃アルカリ	廃酸	水銀使用産業廃棄物	汚泥
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 該当なし。								
②計画	【（2025年度）目標】								
	産業廃棄物の種類	合計	鉋さい	陶磁器屑 (煉瓦屑)	廃油	廃アルカリ	廃酸	水銀使用産業廃棄物	汚泥
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし。								

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（2024年度）実績】								
産業廃棄物の種類	合計	鉋さい	陶磁器屑 (煉瓦屑)	廃油	廃アルカリ	廃酸	水銀使用産業廃棄物	汚泥
全処理委託量	1,002.735 t	0 t	929.14 t	3.847 t	0 t	0 t	0.168 t	69.58 t
優良認定処理業者への 処理委託量	73.595 t	0 t	0 t	3.847 t	0 t	0 t	0.168 t	69.58 t
再生利用業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t
認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者 への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t
(これまでに実施した取組)								
マニフェストの管理（返還率100%）、処理の適正管理								

①計画	【(2025年度) 目標】								
	産業廃棄物の種類	合計	鉍さい	陶磁器屑	廃油	廃アルカリ	廃酸	水銀使用産業廃棄物	汚泥
	全処理委託量	1,084.8 t 1,085.0 t	0 t	1,080 t	3.2 t	0.0 t	0.2 t	0.3 t	1.1 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	4.8 t	0 t	0 t	3.2 t	0.0 t	0.2 t	0.3 t	1.1 t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 契約可能な場合は優良認定処理業者への移行を検討して行く。								
※事務処理欄									

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月30日

船 橋 市 長 殿



提出者 〒273-0023

住所 船橋市南海神2-2-1

氏名 合同製鐵株式会社船橋製造所

常務執行役員所長 田口 聡二

電話番号 047-433-2251（代表）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物
処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	合同製鐵株式会社船橋製造所		
事業場の所在地	千葉県船橋市南海神2-2-1		
事業の種類	大分類：製造業 中分類：鉄鋼業 小分類：製鋼圧延業		
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日		
産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排出量	1,088 t	全処理委託量	1,088 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への処理委託量	7.8 7.7 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	0 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t
※事務処理欄			

（日本工業規格 A列4番）

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 全 体)

有 償 物 量

不要物等発生量

排 出 量

① 1002.735t

自ら直接
再生利用した量

② 0t

自ら直接埋立処分又は
海洋投入処分した量

③ 0t

自ら中間処理した後
再生利用した量

⑧ 0t

自ら中間処理した後
自ら埋立処分又は
海洋投入処分した
量

⑨ 0t

⑩のうち再生利用
業者への処理委託
量

⑫ 0t

⑩のうち熱回収認定
業者への処理委託
量

⑬ 0t

⑩のうち熱回収認定
業者以外の
熱回収を行う業者
への処理委託量

⑭ 0t

項目	実績値
①排出量	1002.735t
②+⑧自ら再生利用を行 った量	0t
⑤自ら熱回収を行った量	0t
⑦自ら中間処理により減 量した量	0t
③+⑨自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った量	0t
⑩全処理委託量	1002.735t
⑪優良認定処理業者への 処理委託量	73.595t
⑫再生利用業者への処理 委託量	0t
⑬熱回収認定業者への処 理委託量	0t
⑭熱回収認定業者以外の 熱回収を行う業者への処 理委託量	0t

自ら中間処理
した量

④ 0t

④のうち熱回収
を行った量

⑤ 0t

自ら中間処理した
後の残さ量

⑥ 0t

自ら中間処理によ
り減量した量

⑦ 0t

直接及び自ら
中間処理した後の
処理委託量

⑩ 1002.735t

⑩のうち優良認定
処理業者への
処理委託量

⑪ 73.595t

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: ガラス・陶磁器屑(煉瓦屑))

有償物量

不要物等発生量

排出量

929.14

自ら直接
再生利用した量
② 0t

自ら直接埋立処分又は
海洋投入処分した量
③ 0t

自ら中間処理した後
再生利用した量
⑧ 0t

自ら中間処理した後
自ら埋立処分又は
海洋投入処分した量
⑨ 0t

⑩のうち再生利用
業者への処理委託量
⑫ 0t

⑩のうち熱回収認定
業者への処理委託量
⑬ 0t

⑩のうち熱回収認定
業者以外の
熱回収を行う業者
への処理委託量
⑭ 0t

項目	実績値
①排出量	929.14t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0t
⑤自ら熱回収を行った量	0t
⑦自ら中間処理により減量した量	0t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0t
⑩全処理委託量	929.14t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0t
⑫再生利用業者への処理委託量	0t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t

自ら中間処理した量
④ 0t

④のうち熱回収を行った量
⑤ 0t

自ら中間処理した後の残さ量
⑥ 0t

自ら中間処理により減量した量
⑦ 0t

直接及び自ら
中間処理した後の
処理委託量
⑩ 929.14t

⑩のうち優良認定
処理業者への
処理委託量
⑪ 0t

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃油)

有償物量

不要物等発生量

排出量

① 3.847t

自ら直接
再生利用した量

② 0t

自ら直接埋立処分又は
海洋投入処分した量

③ 0t

自ら中間処理した後
再生利用した量

⑧ 0t

自ら中間処理した後
自ら埋立処分又は
海洋投入処分した量

⑨ 0t

⑩のうち再生利用
業者への処理委託量

⑫ 0t

⑩のうち熱回収認定
業者への処理委託量

⑬ 0t

⑩のうち熱回収認定
業者以外の
熱回収を行う業者
への処理委託量

⑭ 0t

項目	実績値
①排出量	3.847t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0t
⑤自ら熱回収を行った量	0t
⑦自ら中間処理により減量した量	0t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0t
⑩全処理委託量	3.847t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	3.847t
⑫再生利用業者への処理委託量	0t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t

自ら中間処理
した量

④ 0t

④のうち熱回収
を行った量

⑤ 0t

自ら中間処理した
後の残さ量

⑥ 0t

自ら中間処理によ
り減量した量

⑦ 0t

直接及び自ら
中間処理した後の
処理委託量

⑩ 3.847t

⑩のうち優良認定
処理業者への
処理委託量

⑪ 3.847t

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 水銀使用製品産業廃棄物)

有償物量

不要物等発生量

排出量

① 0.168t

自ら直接
再生利用した量

② 0t

自ら直接埋立処分又は
海洋投入処分した量

③ 0t

自ら中間処理した後
再生利用した量

⑧ 0t

自ら中間処理した後
自ら埋立処分又は
海洋投入処分した量

⑨ 0t

⑩のうち再生利用
業者への処理委託量

⑫ 0t

⑩のうち熱回収認定
業者への処理委託量

⑬ 0t

⑩のうち熱回収認定
業者以外の
熱回収を行う業者
への処理委託量

⑭ 0t

項目	実績値
①排出量	0.168t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0t
⑤自ら熱回収を行った量	0t
⑦自ら中間処理により減量した量	0t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0t
⑩全処理委託量	0.168t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.168t
⑫再生利用業者への処理委託量	0t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t

自ら中間処理した量

④ 0t

④のうち熱回収
を行った量

⑤ 0t

自ら中間処理した後の残さ量

⑥ 0t

自ら中間処理により減量した量

⑦ 0t

直接及び自ら
中間処理した後の
処理委託量

⑩ 0.168t

⑩のうち優良認定
処理業者への
処理委託量

⑪ 0.168t

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:

汚泥

)

有償物量

不要物等発生量

排出量

① 69.58t

自ら直接
再生利用した量

② 0t

自ら直接埋立処分又は
海洋投入処分した量

③ 0t

自ら中間処理した後
再生利用した量

⑧ 0t

自ら中間処理した後
自ら埋立処分又は
海洋投入処分した量

⑨ 0t

⑩のうち再生利用
業者への処理委託量

⑫ 0t

⑩のうち熱回収認定
業者への処理委託量

⑬ 0t

⑩のうち熱回収認定
業者以外の
熱回収を行う業者
への処理委託量

⑭ 0t

項目	実績値
①排出量	69.58t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0t
⑤自ら熱回収を行った量	0t
⑦自ら中間処理により減量した量	0t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0t
⑩全処理委託量	69.58t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	69.58t
⑫再生利用業者への処理委託量	0t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t

自ら中間処理した量

④ 0t

④のうち熱回収
を行った量

⑤ 0t

自ら中間処理した後の残さ量

⑥ 0t

自ら中間処理により減量した量

⑦ 0t

直接及び自ら
中間処理した後の
処理委託量

⑩ 69.58t

⑩のうち優良認定
処理業者への
処理委託量

⑪ 69.58t

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄には、記入しないこと。

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 30 日

船 橋 市 長 殿

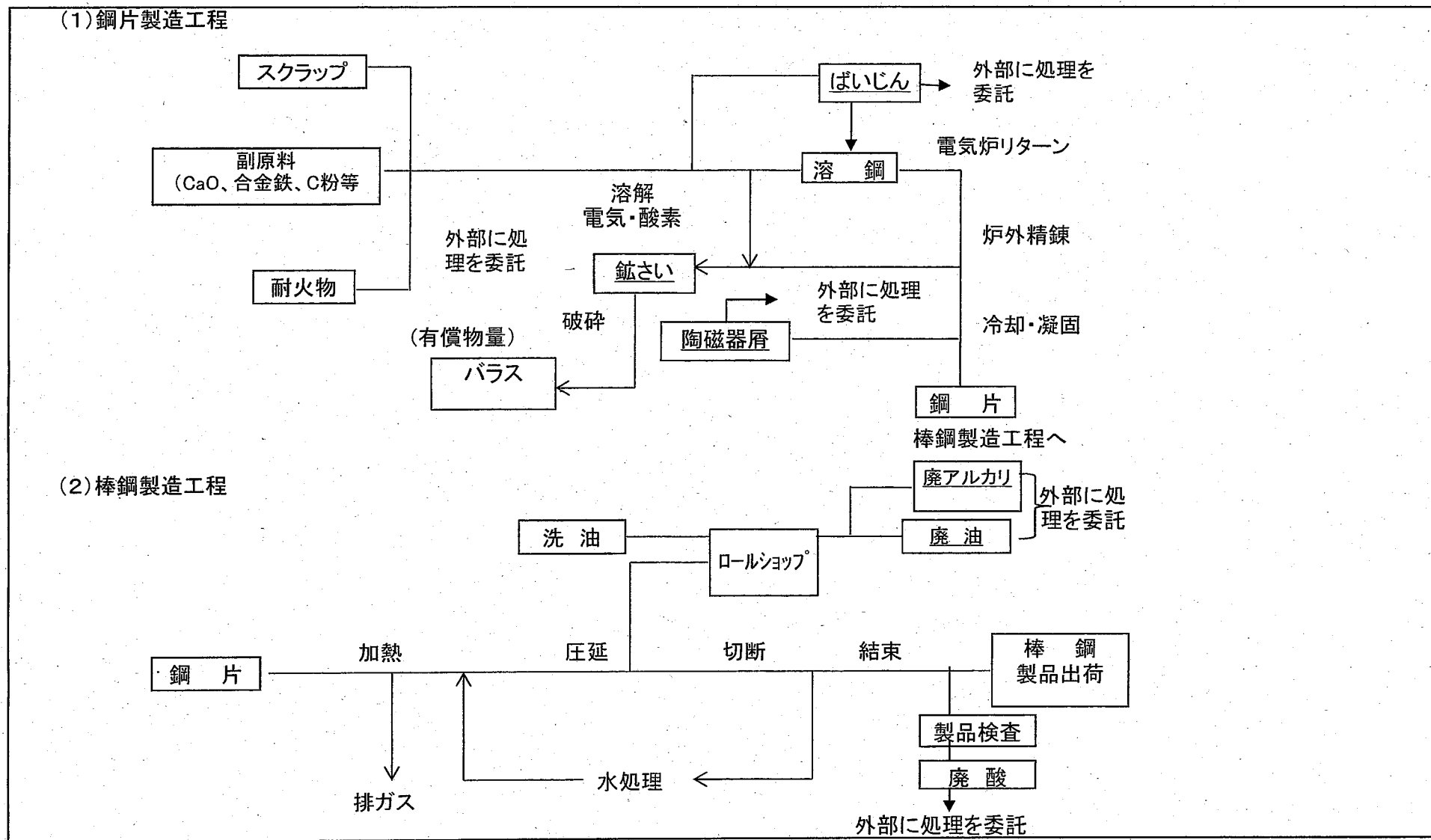


提出者 〒273-0023
住 所 船橋市南海神2-2-1
氏 名 合同製鐵株式会社船橋製造所
常務執行役員所長 田口 聡二
電話番号 047-433-2251 (代表)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	合同製鐵株式会社船橋製造所
事業場の所在地	千葉県船橋市南海神2-2-1
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類：製造業 中分類：鉄鋼業 小分類：製鋼圧延業
②事業の規模	前年度の製品出荷額 202億円
③従業員数	323人 (所長含む直営社員173人 関連・下請け150人)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	(別添1 「生産・処理等工程図」)

生産・処理等工程図



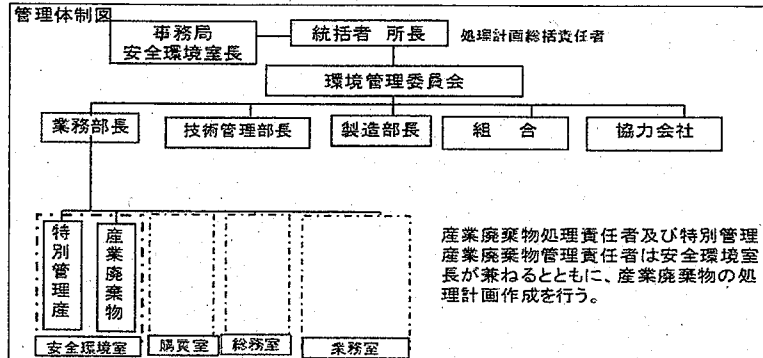
注1. 製造品目、廃棄物の種類毎に工程図を記入すること。

注2. 廃棄物に番号を付け、「計画の実施状況」フロー図の産業廃棄物の種類に記載の番号と一致させること。

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（2024年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん	PCB廃棄物
	排 出 量	3,155.14 t	0.377 t
	(これまでに実施した取組) (1) ばいじん発生原単位の維持（計画16.9kg/粗鋼t） (2) R6年度下期実績では発生原単位17.0kg/粗鋼t。 (3) 廃酸の使用量最適化による発生量の低減。		
②計画	【（2025年度）目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん	廃酸
	排 出 量	2,988 t	0.06 t
	(今後実施する予定の取組) (1) ばいじん発生原単位は19Kg/t値以下を目標に取り組み、発生総量の低減に努める。 (2) 使用量最適化による発生量の低減に努める		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ばいじんと廃酸は一時保管場所を分別管理。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ばいじんと廃酸は一時保管場所を分別管理する

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（2024年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん	廃酸
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
②計画	【（2025年度）目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん	廃酸
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（2024年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん	廃酸
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
該当なし			
②計画	【（2025年度）目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん	廃酸
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
該当なし			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（2024年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん	廃酸
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 該当なし。		
②計画	【(2025年度)目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん	廃酸
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし。		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（2024年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん	PCB廃棄物
	全処理委託量	3,155.14 t	0.377 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	3,155.14 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0.377 t
	(これまでに実施した取組) ・ばいじんは再生利用業者への委託。 ・低濃度PCB絶縁油使用筐体を群桐エコロ(株)へ委託。		

(第5面)

②計画	【(2025年度)目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん	廃酸
	全処理委託量	2,988 t	0.06 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	0.06 t
	再生利用業者への 処理委託量	2,988 t	0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
	・ばいじんは再生利用業者への委託。 ・各マニフェストの管理(返還率100%) ・廃酸は優良認定処理業者へ委託		
電子情報処理組織の 使用に関する事項	【前年度(2024年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)		3,155.14 t
	(今後実施する予定の取組) マニフェストの管理 処理に際して適正に管理		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「－」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 7年 6月30日

船 橋 市 長 殿



提出者 〒273-0023
住 所 船橋市南海神2-2-1
氏 名 合同製鐵株式会社船橋製造所
常務執行役員所長 田口 聡二
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 047-4333-2251(代表)

6
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事 業 場 の 名 称	合同製鐵株式会社船橋製造所
事 業 場 の 所 在 地	千葉県船橋市南海神2-2-1
事 業 の 種 類	大部分:製造業 中分類:鉄鋼業 小分類:製鋼圧延業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排 出 量	3,636.88 3,637.06	全 処 理 委 託 量	3,636.88 3,637.06 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0t	優良認定処理業者への処理委託量	0.06 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0t	再生利用業者への処理委託量	3,636 3,637 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0t	認定熱回収業者への処理委託量	0t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t

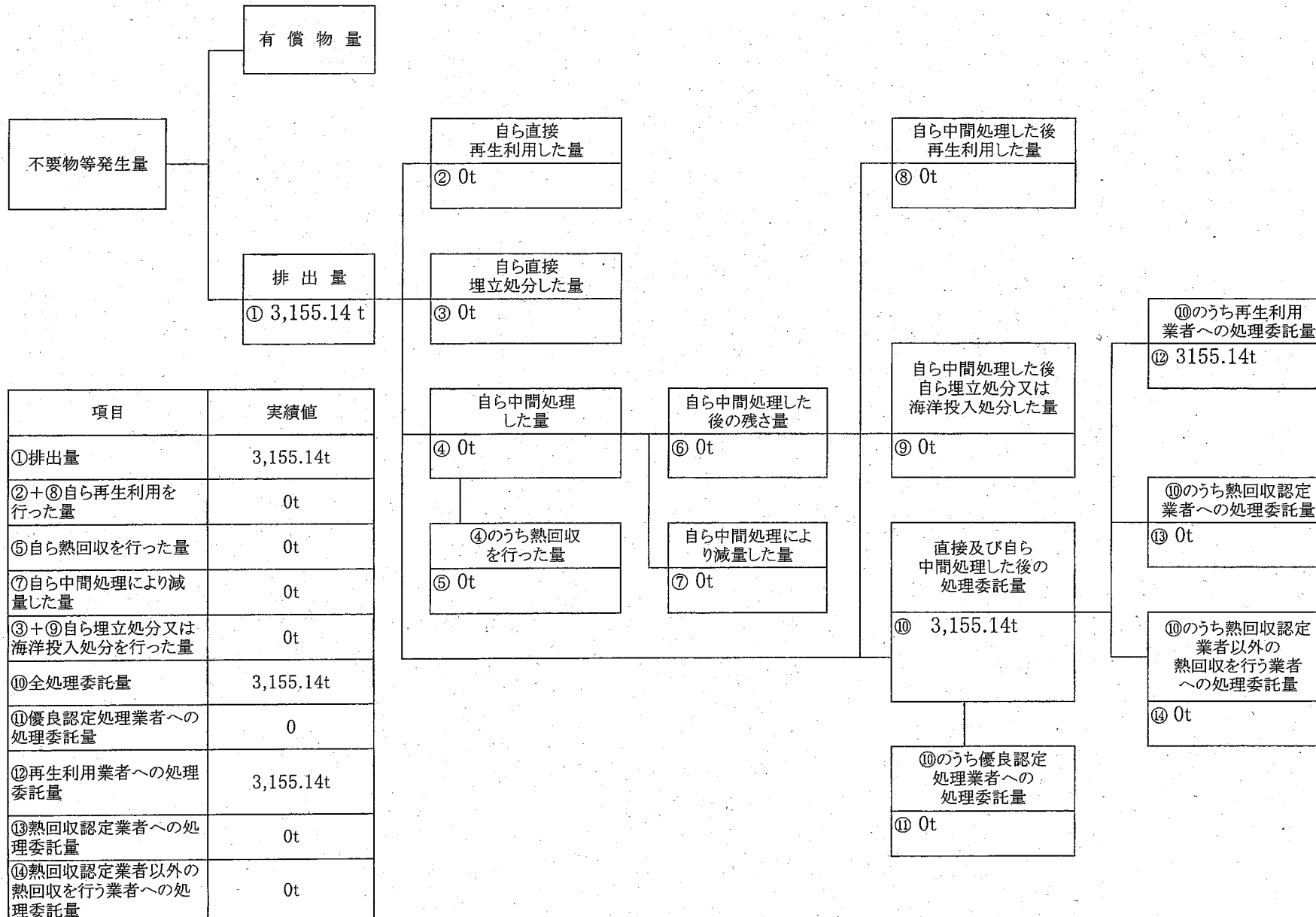
電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 （ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	前々年度 4,289.66 t 前年度 3,155.14 t
（電子情報処理組織の使用に関して実施した取組） 特別管理産業廃棄物については全て電子処理組織を使用	

※事務処理欄

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: ばいじん)



計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類： PCB)

有償物量

不要物等発生量

排出量

自ら直接
再生利用した量

② 0 t

自ら直接
埋立処分した量

③ 0 t

自ら中間処理した後
再生利用した量

⑧ 0 t

自ら中間処理した後
自ら埋立処分又は
海洋投入処分した量

⑨ 0 t

自ら中間処理した
後の残さ量

⑥ 0 t

自ら中間処理によ
り減量した量

⑦ 0 t

自ら中間処理
した量

④ 0 t

④のうち熱回収
を行った量

⑤ 0 t

直接及び自ら
中間処理した後の
処理委託量

⑩ 0.377t

⑩のうち優良認定
処理業者への
処理委託量

⑪ 0 t

⑩のうち再生利用
業者への処理委託量

⑫ 0 t

⑩のうち熱回収認定
業者への処理委託量

⑬ 0 t

⑩のうち熱回収認定
業者以外の
熱回収を行う業者
への処理委託量

⑭ 0.377 t

項目	実績値
② 排出量	0.377 t
②+⑧自ら再生利用を行なった量	0 t
⑤自ら熱回収を行なった量	0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行なった量	0 t
⑩全処理委託量	0.377 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.377 t

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。